

逗子市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、逗子市下水道用マンホール蓋デザイン（以下「デザイン」という。）を、公共下水道用マンホール蓋の作成以外の目的で使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高めることを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインに関する権利)

第3条 デザインに関する一切の著作権は、逗子市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用の許可申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ逗子市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用の許可等)

第5条 市長は、前条の規定により使用許可申請があったときは、その内容を審査し、使用することを適当と認めるときは逗子市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可通知書（第2号様式）を、使用することを不適当と認めるときは逗子市下水道用マンホール蓋デザイン使用不許可通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 市の下水道のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号)第2条各号(第4号を除く。)に規定する暴力団員等の関与が認められるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

3 市長は、第1項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第6条 デザインの使用期間は、1回の申請につき1年以内とする。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 デザインの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用を許可された目的にのみデザインを使用すること。

(2) 当該使用許可に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は転貸しないこと。

(3) デザインの改変をしないこと。

(4) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。

(使用の報告)

第9条 使用者は、デザインを使用して作成した物品がある場合は、速やかに作成した物品の完成品を1部市長に提出しなければならない。ただし、作成した物品の提出が困難であるときは、その形状等の分かる写真をもって、物品の提出に代えることができる。

(許可内容の変更)

第10条 使用者が許可を受けた内容を変更しようとするときは、逗子市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更許可申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき変更することを適当と認めた時は、逗子市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更許可通知書（第5号様式）を、使用することを不適當と認めた時は逗子市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更不許可通知書（第6号様式）を使用者に交付するものとする。

3 前項の基準については、第5条の規定を準用する。

(使用実績の報告)

第11条 デザインの使用期間満了後は、速やかに逗子市下水道用マンホール蓋デザイン

使用実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用許可の取消し）

第12条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可（第10条の変更の許可をしたときは、当該変更に係る許可）を取り消すものとする。

(1) 第5条第2項各号のいずれかに該当する事由が判明したとき又は第8条に規定する遵守事項に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、逗子市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可取消通知書（第8号様式）により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物品をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、許可を取り消された者に対してデザインを使用した物品の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第13条 市長は、前条の規定によりデザインの使用許可を取り消した場合において使用者に損害が生じても、一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインの使用について使用者と第三者との間に争訟、苦情等が生じたときは、速やかに市長に報告し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図るものとする。

（損害賠償等）

第14条 市長は、前条第1項に規定するもののほか、デザインの使用を許可したことについて使用者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインを使用した物品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、使用者の責任において解決するものとする。

3 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

（権利設定の禁止等）

第15条 使用者は、デザインについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠

の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

2 この要綱によるデザインの使用の許可は、使用者が独占してデザインを利用する権利を与えるものではない。

3 この要綱によるデザインの使用の許可は、使用者又は作成された物品等について市が推奨するものではない。

（第三者に対する許可）

第16条 市長は、使用者に係る作成した物品と同一又は類似の物品等について当該使用者以外の者から逗子市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申請書の提出があったときは、当該申請に対して許可をすることができる。この場合において、使用者は、当該許可について異議を申し出ることはいない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

別図（第2条関係）

海と記念碑蓋

デザイン	
使用色・番号 (日塗工番号)	新橋色：69-70L ミディールホワイト：25-90C 常盤色：45-40P コバルトブルー：72-40T 灰色：N-70

		真紅：07-40X シャネルベージュ：19-90F オレンジ：12-60X サフランイエロー：22-80X ジョットブルー：69-50T 黒：N-15
--	--	--